

鳥取県告示第334号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月7日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
医療法人昌生会 理事長 新田 晴生	米子市中島二丁目1-46	ヘルパーステーション・アヴィラージュ 米子観音寺	米子市観音寺新町三丁目84	介護予防訪問介護	平成21年4月22日
〃	〃	訪問看護ステーション新田	〃	介護予防訪問看護	〃